

HSBC チャイナ オープン

追加型投信／海外／株式



- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号
<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.com/jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三井住友信託銀行株式会社

投資信託説明書(交付目論見書)

2012年8月18日

HSBC 
Global Asset Management

- ▶ 本書により行う「HSBC チャイナ オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年4月25日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年4月26日に生じています。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成24年8月17日に関東財務局長に提出しております。
 - ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
 - ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
 - ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
 - ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。
- ※本書は、平成24年8月20日付の信託約款の変更を反映した内容となっています。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社等の情報

- ・名称：HSBC投信株式会社
- ・設立年月日：1985年5月27日
- ・資本金(本書作成時現在)：495百万円
- ・運用する投資信託財産の合計純資産総額(2012年6月末現在)：466,753百万円

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約7,200の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。
- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ(ボンベイ)、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「HSBC チャイナ マザーファンド」*1 および「HSBC 中国A株マザーファンド」*2への投資を通じて、中華人民共和国*3の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* 1 以下、「チャイナマザーファンド」といいます。 * 2 以下、「中国 A 株マザーファンド」といいます。

* 3 以下、「中国」といいます。

ファンドの特色

1. 中国の株式等に投資します。

- ▶ マザーファンドへの投資を通じて、中国の株式等に実質的に投資します。

チャイナ マザーファンド	<ul style="list-style-type: none">・中国国内の企業および中国経済の発展と成長に関連し収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。・主に中国の証券取引所(香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式に投資します。・投資対象企業のADR(米国預託証書)やGDR(グローバル預託証書)に投資する場合があります。 <p>※預託証書とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>
中国 A 株 マザーファンド	<ul style="list-style-type: none">・主にルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)「HSBC Specialist Funds - HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」(「中国A株ファンド」といいます。)に投資します。<ul style="list-style-type: none">- 上海証券取引所、深圳証券取引所に上場する中国A株*を主要投資対象とします。・わが国の証券投資信託「HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)」(「マネープールファンド」といいます。)にも投資します。<ul style="list-style-type: none">- 国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。・「中国A株ファンド」の投資比率を高位に保つことを基本に運用します。

*中国A株とは、中国本土の株式市場(上海、深圳)に上場し、中国本土の投資家により人民元建てで取引されている中国企業の株式をいいます。適格外国機関投資家(QFII)制度では、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けかつ中国国家外貨管理局(SAFE)から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国A株への投資が認められています。

- ▶ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

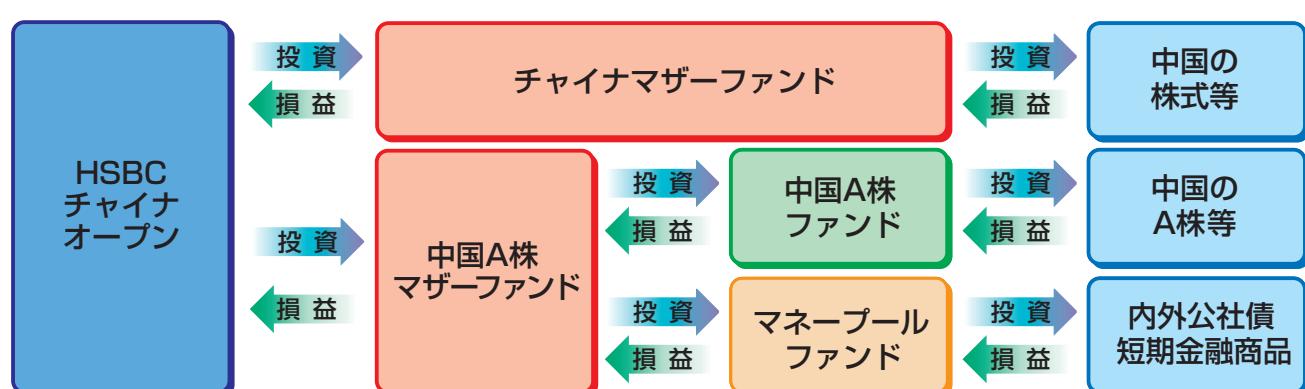
2. 中国株式等の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

チャイナマザーファンド	「チャイナマザーファンド」の運用の指図に関する権限を、運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに委託します。 ※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
中国A株マザーファンド	「中国A株マザーファンド」の主要投資対象である「中国A株ファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。 ※「中国A株ファンド」の概要は、後掲の追加的記載事項(「中国A株マザーファンド」の投資対象ファンドの概要)をご参照ください。

- ▶ 2つのマザーファンドの投資配分ならびに「中国A株マザーファンド」における「中国A株ファンド」への投資比率の決定は、HSBC投信株式会社が行います。
- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。
 - ▶ 「中国A株マザーファンド」は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことです。
- ※当該マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※「中国A株マザーファンド」は平成24年8月20日に設定(予定)。

主な投資制限

HSBC チャイナ オーナープラン	・投資信託証券(マザーファンドを含みます。)および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
チャイナ マザーファンド	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
中国A株 マザーファンド	・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時(毎年1月30日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

イメージ図



(注)上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

<分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

<追加的記載事項>

「中国A株マザーファンド」の投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC Specialist Funds - HSBC China Opportunities Fund - Class ZD
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主として中国の証券取引所(上海証券取引所、深圳証券取引所)に上場している中国人民元建ての株式(以下、「中国A株」といいます。)に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	▶ 中国A株を主要投資対象とします。 ▶ 中国A株に連動する金融商品に投資する場合があります。
主な投資制限	▶ デリバティブの直接利用は、原則として行いません。 ▶ 中国A株に連動する金融商品への投資は、原則として純資産総額の30%を以下とします。
設定日	平成24年8月23日(予定) ※設定日は変更される場合があります。
決算日	年1回(毎年11月30日)
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー	ありません。
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等
購入および換金	原則として月1回 ※当初設定後約3ヶ月間、購入および換金の申し込みを受け付けません。
申込手数料	ありません。
償還条項	ファンドの純資産額が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

※社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たします。また、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家(QFII)制度及びその他関連法規に従います。

ファンド名	HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)
形態	わが国の証券投資信託/適格機関投資家私募
運用の基本方針	国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
設定日	平成17年5月20日
決算日	年1回(毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日)
分配方針	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して 年0.042%(税抜年0.04%)
その他費用	信託事務の諸費用等
委託会社	HSBC投信株式会社

※上記の内容は本書作成時現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

2 投資リスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

■ 基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。
信用リスク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ▶ 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ リスクの管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

※投資リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

＜追加的記載事項＞

中国A株投資にかかる留意点

- ▶ 本書作成時現在、中国A株への外国人による投資については、「適格外国機関投資家(QFII)制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けたQFIIが、中国国家外貨管理局(SAFE)から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

「中国A株マザーファンド」の投資対象である「中国A株ファンド」においては、投資顧問会社であるHSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが、QFIIとして認可された投資枠を用い、純資産額の70%以上を中国A株とその他QFII制度上投資が認められた金融商品に投資を行います。QFII制度上、QFIIが中国の国内証券市場で取引を執行するために任命できる発注先は数社に限られています。従って、「中国A株ファンド」において、投資顧問会社が行う中国A株の買付けまたは売付けの発注先は集中する可能性があります。また、QFII制度においては、外国人持株規制などに関連して、QFIIの個別のポジションに対する当局の指導等がなされることもあり得ます。そのような場合、「中国A株ファンド」において、影響を受け、損失を被る可能性があります。その結果、当ファンドが損失を被る可能性があります。

- ▶ 中国A株への投資については、QFII制度上の送回金規制等の制約を受けます。QFII制度では、一定期間、中国国外への送金に規制がかかっており、その一定期間経過後も中国国外および中国国内への送金について、一定の制限があります。例えば、5,000万米ドルを超える資金の中国国外および中国国内への送金については、中国管轄当局の認可が必要となっています。従って、「中国A株ファンド」において、中国A株への投資や信託財産の回金に時間を要することが想定されます。
- ▶ 中国A株への投資については、さらに、SAFEの裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、中国人民元以外の通貨と中国人民元との交換を停止したりする場合があり、「中国A株ファンド」において予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。従って、有価証券の売却や売却代金の入金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。
- ▶ QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従います。将来、QFIIや中国A株投資に対する課税上の取扱い、その他QFII制度に基づく投資に対する課税上の取扱いが変更等された場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に、中国国内における期間収益に対し遡及的に税金が適用されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。なお、「中国A株ファンド」は、中国国内を源泉とする利益や収益に対する課税にそなえて引当金を設定し、「中国A株ファンド」から差し引く権利を有します。しかし、当該引当金は最終的な課税金額を超過する場合もあれば不足する場合もあり、結果として、当ファンドの基準価額や収益性に影響を及ぼす可能性があります。
- ▶ 中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、CSRCおよびSAFEの裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられたりした場合には、中国A株市場が悪影響を被る可能性や運用上の制約を受ける可能性があります。

購入・換金の申込みにかかる留意点

- ▶ QFII制度における中国国外への送金規制等により、換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、委託会社の判断で、当ファンドの換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。また、「中国A株ファンド」において、買付けの申込みが拒絶された場合、または当該投資証券の発行(設定)および払戻し(解約)が一時的に中断された場合には、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

その他留意点

- ▶ 「中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象である投資信託証券が存続しなくなる場合で、新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドは繰上償還します。この場合、当ファンドも同時に繰上償還することとします。

* これらの記載は、本書作成時現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

* 上記は中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

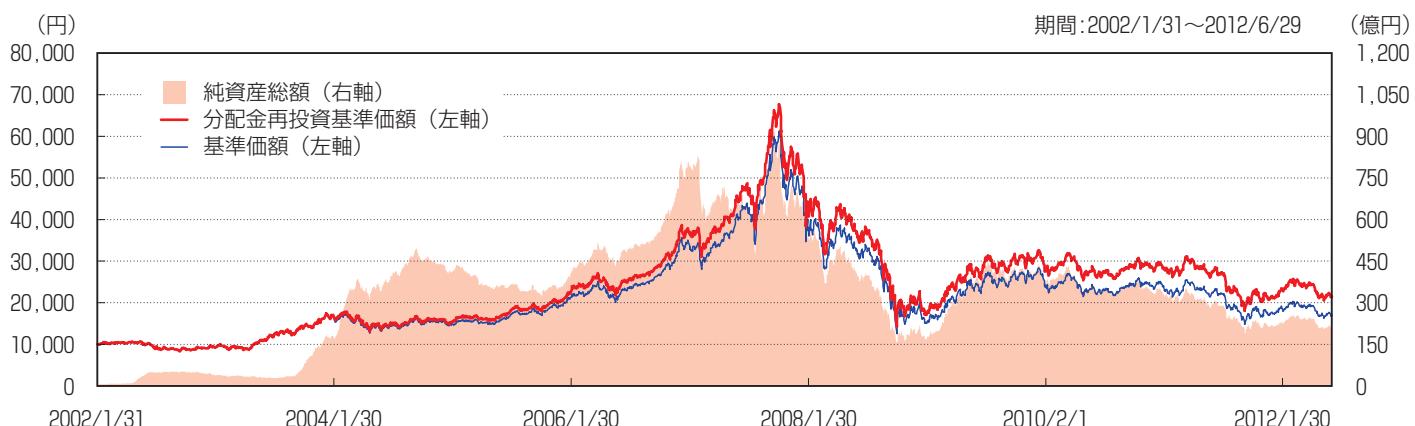
* 当ファンドの運用に際しては、上記、中国A株投資に係るリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行いますが、投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、上記、中国A株投資に係るリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。また、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

3 運用実績

(2012年6月末現在) 基準価額：16,881円／純資産総額：208億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注:基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第10期(2012年1月)	700円
第9期(2011年1月)	700円
第8期(2010年2月)	700円
第7期(2009年1月)	300円
第6期(2008年1月)	700円
設定来累計	5,200円

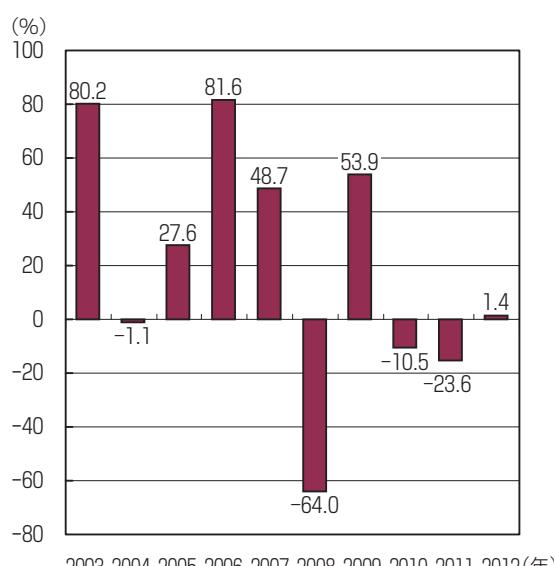
注:分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

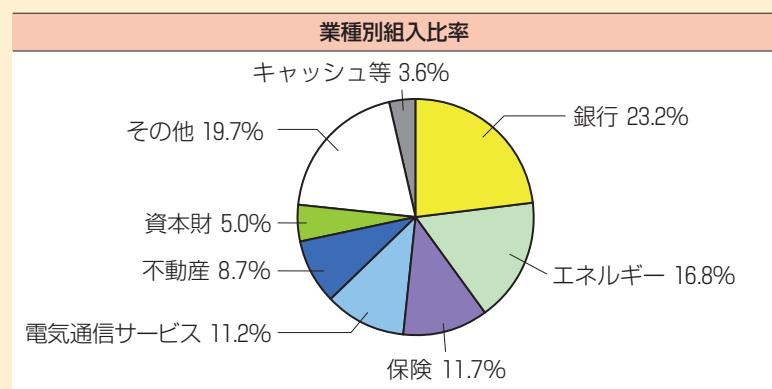
(「チャイナ マザーファンド」のデータを表示しています。)

順位	銘柄名	業種	比率
1	中国移動(CHINA MOBILE)	電気通信サービス	10.1%
2	中国工商銀行(INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA)	銀行	8.3%
3	中国海洋石油(CNOOC)	エネルギー	7.4%
4	中国建設銀行(CHINA CONSTRUCTION BANK)	銀行	7.1%
5	中国石油天然気(PETROCHINA)	エネルギー	5.0%
6	中国銀行(BANK OF CHINA)	銀行	4.9%
7	騰訊控股(TENCENT)	ソフトウェア・サービス	4.6%
8	華潤置地(CHINA RESOURCES LAND)	不動産	4.0%
9	友邦保険控股(AIA GROUP)	保険	3.7%
10	中国人寿保険(CHINA LIFE INSURANCE)	保険	3.5%
組入銘柄数			49

④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2012年は年初から6月末までの騰落率です。



※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※当ファンドにおける「チャイナ マザーファンド」の組入比率は100.89%です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	平成24年4月26日から平成25年4月25日まで (当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金の申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止及び取消しを行う場合があります。
信託期間	無期限(信託設定日:平成14年1月31日)
繰上償還	ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。 「中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合で、新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドを終了させるとともに、当ファンドの信託を終了(繰上償還)します。
決算日	毎年1月30日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算時及び償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時及び償還時の差益に対して課税されます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、中国(香港、上海、深圳)の証券取引所の休場日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、購入及び換金の申込受付は行いません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

■ ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.15%(税抜3.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して、 年1.88895%(税抜年1.799%) 運用管理費用は毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 (税抜年1.799%の内訳：委託会社0.999%、販売会社0.70%、受託会社0.10%) ※委託会社に対する運用管理費用には、「チャイナマザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先に支払う投資顧問報酬(年0.30%)が含まれています。 「中国A株マザーファンド」で投資する投資信託証券の運用管理費用は年0%～0.042%であり、実質投資比率を加味すると年0.00105%(税抜年0.001%)程度です。したがって、当ファンドの運用管理費用の実質的な負担は、 年1.89%(税抜年1.80%) 程度です。
------------------	---

その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 (1)有価証券売買委託手数料／外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 (2)振替制度に係る費用／法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用／監査報酬等 ((2)の項目については、純資産総額に対し上限年0.20%として毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。) (3)投資先投資信託証券における売買に係る委託手数料、租税、監査報酬、カストディーフィー、登録・名義書換代行会社報酬等 ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に上限額等を表記できません。
-----------	--

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成24年6月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈Memo〉

(当ページは目論見書の内容ではございません。)